

第52回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月21日（土曜日）午前10時

開催場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム

※末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目次

第52回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	9
連結計算書類	21
計算書類	31
監査報告書	39

株式会社 NITTOH

（登記社名 株式会社ニットー）

証券コード：1738

証券コード1738
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

名古屋市中川区広川町三丁目1番地8
株式会社NITTOH
(登記社名 株式会社ニットー)
代表取締役社長 中野英樹

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第52回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.nittoh-info.co.jp/ir/kabunushi/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト (<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2025年6月20日(金曜日)午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月21日(土曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム
(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項

報告事項

1. 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項**第1号議案**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2025年6月21日(土曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出ください。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2025年6月20日(金曜日)
午後5時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2025年6月20日(金曜日)
午後5時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2025年6月20日(金曜日)
午後5時00分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️® 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️® 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

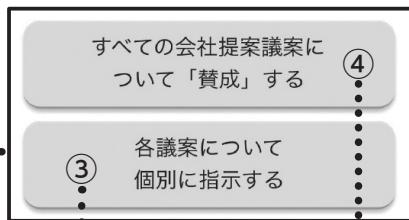


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

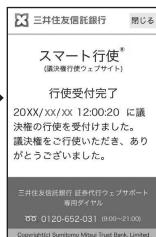


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

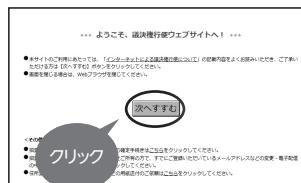
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

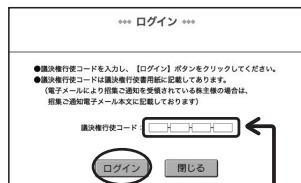
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

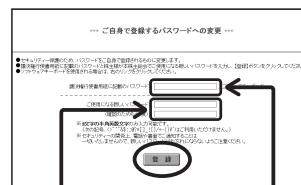


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかのひでき 中野英樹 (1963年4月5日生)	1988年4月 鹿島建設株式会社入社 1997年9月 当社入社 1998年6月 当社取締役管理部長 2001年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役社長（現任） 経営統括（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ビルワーク 代表取締役社長	156,000株
2	いとうとしろう 伊藤寿朗 (1967年3月30日生)	1990年3月 杉浦会計事務所（現 葵総合税理士法人）入所 1996年8月 当社入社 2003年5月 当社経理部長 2006年6月 当社取締役経理部長 経理、財務、IR、法務担当 2010年9月 当社取締役総務部長兼経理部長 総務、経理、財務、IR、法務担当 2014年4月 当社取締役経理部長（現任） 2024年11月 経理、財務、IR、法務担当（現任）	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	浅野章人 (1964年11月11日生)	1988年4月 豊橋商工信用組合入組 1991年4月 当社入社 2007年4月 当社三河事業部豊橋営業所長 2007年7月 当社名古屋事業部三河営業所長 2010年4月 当社企画開発室課長 2011年4月 当社営業推進課課長 2015年3月 当社営業推進部長 2017年10月 当社総務部長兼営業推進部長 2020年6月 当社取締役総務部長兼営業推進部長（現任） 2024年11月 総務担当（現任）	—
4	鈴木和也 (1971年9月29日生)	1995年4月 名古屋牛乳株式会社入社 1995年12月 当社入社 2002年3月 当社名古屋営業所長 2006年7月 当社名古屋事業部長 2008年3月 当社建築事業部春日井営業所長兼岡崎営業所長 2010年4月 当社東海事業部副部長兼三河営業所長 2013年6月 当社取締役東海事業部副部長兼三河営業所長 2015年3月 当社取締役建設事業部長 2020年5月 当社取締役建設事業部長兼住宅メンテナンス事業部長（現任）	8,000株
5	小林祐司 (1970年8月8日生)	1993年4月 糸重株式会社入社 1995年1月 当社入社 2002年3月 当社法人営業部設備課課長 2015年3月 当社法人事業部設備課課長 2018年4月 当社設備事業部長兼東海統括課課長 2019年4月 当社設備事業部長 2020年6月 当社取締役設備事業部長（現任）	2,900株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由について

中野英樹氏、伊藤寿朗氏、浅野章人氏、鈴木和也氏及び小林祐司氏は、すでに取締役として各担当職務において、豊富な業務経験を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	うえのしげる 上野 茂 (1956年8月29日生)	1981年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2009年11月 株式会社ティーファス入社 2010年6月 株式会社ティーファスパートナーズ取締役営業部長 2015年10月 株式会社ティーファス執行役員経営企画部長 2017年6月 同社取締役上席執行役員経営企画部長 2018年6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長 2019年6月 テクノエフアンドシー株式会社常勤監査役 2021年6月 当社取締役常勤監査等委員（現任）	—
2	はせがわとしや 長谷川 敏也 (1960年1月5日生)	1986年3月 公認会計士登録 1986年5月 税理士登録 2006年8月 葵総合税理士法人丸の内事務所（現税理士法人アズール）代表社員（現任） 2011年6月 当社監査役 2021年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）	—
3	やぎきのぶや 矢崎 信也 (1966年9月11日生)	1996年4月 弁護士登録 加藤・村瀬合同法律事務所入所 1999年11月 村瀬・矢崎綜合法律事務所開設（現ひのき綜合法律事務所）パートナー（現任） 2003年7月 株式会社ナ・デックス社外監査役 2004年6月 株式会社ソトー社外監査役（現任） 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2015年6月 当社監査役 2020年12月 株式会社サカイホールディングス社外取締役 2021年6月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2024年6月 愛三工業株式会社社外監査役（現任）	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 長谷川敏也氏及び矢崎信也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
当社は長谷川敏也氏を株式会社名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。
3. 上野茂氏を監査等委員である取締役候補者とした理由
同氏は現在、当社の取締役常勤監査等委員であり、他社において取締役、監査役などの要職を歴任され、豊富な経験と知識を有しており、取締役の業務執行の監督及び監査に対して、監査等委員である取締役としての役割を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 長谷川敏也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
同氏は現在、当社の社外取締役監査等委員であり、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地により、その職務を果たしています。また、当社の事業内容に精通しており、今後も独立した立場で監査等委員である社外取締役としての役割を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 矢崎信也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
同氏は現在、当社の社外取締役監査等委員であり、弁護士として法令についての豊富な経験と専門的見地及び当社以外での社外監査役としての実績もあり、その職務を果たしています。また、当社の事業内容に精通しており、今後も独立した立場で監査等委員である社外取締役としての役割を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、監査等委員である社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。長谷川敏也氏及び矢崎信也氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
なお、当該契約の内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 監査等委員である社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、国内企業の収益改善に伴う雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復などから、国内景気は緩やかに回復へと向かいました。しかし、国内物価の上昇が続き、個人消費回復の動きが足踏み状態となるなど、消費者マインドに与える影響は大きく、不安定な状況で推移しました。海外においては、長期化している中東地域での紛争などの地政学的リスク、原材料価格やエネルギー資源価格の高止まり、中国経済の停滞、米国の今後の通商政策動向による影響、欧米での高い金利水準の継続による為替への影響など、さまざまな経済活動に影響を与える景気下振れリスクや金融市場の下振れリスクがあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもとで、住宅建築業界におきましては、住宅取得支援の税制、省エネ対策をはじめとした住宅関連支出に対する補助金などの諸政策が継続されました。しかしながら、住宅ローン金利の見直し、資材価格の上昇や労働者不足の影響による労務費の上昇など、建設コストの高止まりや物価上昇に伴う個人消費者の住宅購入意欲の低下が続いており、本格的な回復には至らない厳しい状況で推移しました。

当社グループでは、主に建設工事業において、新築戸建住宅向けの各種工事件数は低調に推移したものの、非住宅の建築物や商業施設の改修工事、既存の戸建住宅に対する中規模リフォーム工事が増加し、業績が伸長しました。しかし、利益面では、戸建住宅向けの各種工事が低調であったこと、事務所移転に伴う減価償却費の増加額を計上したことから、厳しい状況となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,328百万円(前年同期比2.0%増)、営業利益は278百万円(前年同期比35.1%減)、経常利益は305百万円(前年同期比33.6%減)となりましたが、事務所用地売却に伴う固定資産売却益を特別利益に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は402百万円(前年同期比62.7%増)となりました。

なお、部門別の状況は、次のとおりであります。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション、中古戸建住宅のリノベーション、FRP防水、シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

非住宅の建築物や商業施設の改修工事、既存の戸建住宅に対する中規模リフォーム工事が増加いたしました。また、太陽光発電システム及び蓄電池設置の工事が堅調に推移いたしました。しかし、利益面では、新築戸建住宅向けの各種工事が低調であったこと、個人消費者向けの販売用分譲住宅などの不動産売却が減少、さらに、事務所移転に伴う減価償却費の増加額を計上したことから、厳しい状況となりました。

以上の結果、建設工事業の売上高は7,081百万円(前年同期比2.1%増)、営業利益213百万円(前年同期比36.6%減)となりました。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

高齢化に伴うさまざまな住宅や敷地に対するメンテナンスサービスは増加いたしました。しかし、新築戸建住宅向けの予防工事、既設住宅向けのシロアリ再予防工事、個人消費者からの新規シロアリ対策、床下環境改善の防湿商品の販売は低調に推移し、利益面では、厳しい状況となりました。

以上の結果、住宅等サービス事業の売上高は1,357百万円(前年同期比1.2%増)、営業利益は167百万円(前年同期比18.0%減)となりました。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、首都圏のビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

清掃管理サービスは、取引先からの作業依頼件数の増加、価格の見直しなどにより、業績は伸長しました。しかし、清掃スタッフの人手不足は継続しており、雇用継続、処遇改善による清掃スタッフ確保のためのコスト増加は続いており、原価は上昇しております。

以上の結果、ビルメンテナンス事業の売上高は1,889百万円(前年同期比2.5%増)、営業利益は169百万円(前年同期比7.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3億1千8百万円であり、その主なものは、新事務所建設に伴う支出などであります。なお、これらの設備投資資金は、自己資金及び借入金でまかなっております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の景気動向は、米国の関税政策、ウクライナ問題等海外動向の不透明感により、予想の難しい状況が続いています。国内経済は、インバウンド需要が活況ですが、一方で物価の上昇は継続しており、生活に対するゆとりは感じられない状況です。

そうしたなか、住宅建築業界では、少子化、住宅寿命の長期化、建設コストの上昇により新築着工件数は減少を続けています。一方で、製造業の国内回帰、インフラの老朽化等により、建設投資全体としては高い水準を維持しており、建設コストの上昇により、既存建築物のリフォーム、リニューアルはさらに増加傾向が継続しています。また、ビルメンテナンス業界も大都市への人口流入は続いており、訪日外国人の増加、再開発の進展、建設物の大型化等により、堅調に推移しています。

そうした状況において、建設工事事業においては、リフォーム・リニューアル事業にさらに注力してまいります。戸建事業に関しては、デール店を中心に元請としての受注に注力し、増改築、新築、フルリノベーションといった大型工事の受注を増加させてまいります。そのためにも継続して提案力の向上に努め、新築を行っているセブンハウス、不動産事業とも連携し、相続やファイナンシャル面での相談にも応じて受注増に努めてまいります。また、様々なルート先からは、非戸建住宅に関する受注をさらに増加できるよう注力してまいります。昨年度においても、介護施設、ホテル等の宿泊施設、オフィスや社宅、商業施設のリニューアル工事の受注は増加しており、今後も高齢化、インバウンド需要、企業の人手不足対策といった需要は、好況を維持するものと予想され、さらに増加していけるよう努めてまいります。温暖化や電気代高騰、また、災害時への対策として、蓄電池、太陽光発電、電気自動車への対策、高効率給湯設備といった設備関連事業は、需要が旺盛ですので、さらなる増加に努めてまいります。新築戸建向け工事の減少をこうした工事の増加により補い、業績を確保してまいります。

住宅等サービス事業においては、木造住宅の長寿命化の観点からシロアリ対策に対する受注の確保に継続して注力するとともに、高齢化が進んでいる地方や郊外においては、住宅や休耕地を含めた所有する土地の維持管理に関する委託事業をさらに増加させてまいります。また、さまざま害虫獣に対する被害も増加傾向にあり、そうした対策需要の増加にエリアの拡大も含めて努めてまいります。

ビルメンテナンス事業においては、労務費の増加など原価の増加は続いており、受注単価のアップは不可欠な状況が続いています。今年度においても、人手不足対応として、さらに工務系社員の待遇改善を計画しており、外国人研修生の採用とともに人材確保を図り生産能力の向上に努めます。

昨年度は、東京西事業所を大型化して転居しました。職場環境の充実、福利厚生面の充実に継続して取り組んでおり、今後もさらに教育面の充実に努め、人材への投資を継続して行い、強固な体制づくりに尽力いたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第49期 2022年3月期	第50期 2023年3月期	第51期 2024年3月期	第52期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高(百万円)	9,305	9,678	10,121	10,328
経常利益(百万円)	432	377	459	305
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	261	222	247	402
1株当たり当期純利益	64円43銭	54円90銭	61円02銭	99円30銭
総資産(百万円)	6,512	6,819	7,598	7,457
純資産(百万円)	3,921	4,089	4,297	4,641

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ビルワーク	千円 10,000	% 100.0	ビルの窓、外壁のクリーニング作業 マンション、福祉施設などの清掃管理業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
建設工事事業	ガス関連各種住宅設備工事(主に温水床暖房工事) 太陽光発電システム設置工事 その他一般住宅設備工事(空調及び各種冷暖房工事) 各種建築及びリフォーム工事 戸建注文住宅建築工事、設計、施工管理 土地などの不動産物件の販売、仲介、斡旋 FRP防水・シート防水、改修防水及びその他各種防水工事
住宅等サービス事業	シロアリ予防、駆除、再予防作業、防湿及び防湿剤作業 ペストコントロール、剪定・植栽管理などのグリーンサービス作業
ビルメンテナンス事業	ビルの窓、外壁のクリーニングサービス マンション、公共施設などの清掃管理サービス

(8) 主要な営業所等

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	名古屋市中川区	三河営業所	愛知県岡崎市
春日井事業所	愛知県春日井市	セブンハウス事業部	愛知県岡崎市
東京中央営業所	東京都台東区	名古屋営業所	名古屋市中川区
東京西事業所	東京都八王子市	岐阜営業所	岐阜県各務原市
甲信営業所	長野県松本市	京滋営業所	滋賀県栗東市
静岡営業所	静岡市駿河区	奈良営業所	奈良県磯城郡田原本町
北陸営業所	石川県金沢市	阪神営業所	大阪府豊中市

② 子会社

名称	所在地
株式会社ビルワーク	東京都台東区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
435名	5名減	43.6歳	12.3年

(注) 従業員数には嘱託者31名が含まれております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	495,000千円
株式会社あいち銀行	300,010千円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 4,060,360株(自己株式7,257株を含む。)
- ③ 当事業年度末の株主数 1,222名
- ④ 大株主(上位10位)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナカノコーポレーション	1,080,000株	26.64%
堀由紀子	520,000	12.82
中野英樹	156,000	3.84
堀裕紀	150,000	3.70
N I T T O H 社員持株会	121,600	3.00
奥田清人	93,500	2.30
株式会社三菱UFJ銀行	90,000	2.22
内藤征吾	87,800	2.16
株式会社あいち銀行	82,000	2.02
東邦瓦斯株式会社	60,000	1.48
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	60,000	1.48

(注) 持株比率は、自己株式(7,257株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中野英樹	経営統括 株式会社ビルワーク 代表取締役社長
取 締 役	伊藤寿朗	経理、財務、IR、法務担当 経理部長
取 締 役	浅野章人	総務担当 総務部長、営業推進部長
取 締 役	鈴木和也	建設事業部長、住宅メンテナンス事業部長
取 締 役	小林祐司	設備事業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	上野茂	
取 締 役 (監査等委員)	長谷川敏也	公認会計士、税理士 税理士法人アズール 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	矢崎信也	弁護士 ひのき総合法律事務所 パートナー 株式会社ソトー 社外監査役 愛三工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役長谷川敏也及び矢崎信也の両氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、上野茂氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員長谷川敏也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員矢崎信也氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として法令についての高度な能力・見識等を有するものであります。
5. 当社は、取締役長谷川敏也氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これにより、各社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うこととなります。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	5 名	42,350千円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	3 名 (2 名)	9,120千円 (4,080千円)
合 計	8 名	51,470千円

(注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に関する事項

2021年6月19日開催の第48期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、当社の持続的成長と企業価値向上の実現を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては、それぞれの職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、2021年6月19日開催の取締役会において決議いたしました。

業務執行取締役の報酬は、それぞれの責任業務範囲及び責任の重要性を考慮し、過去の事業年度の責任業務範囲の業績を加味した報酬体系とし、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。

監査等委員である取締役の報酬は、取締役会での重要な意思決定への参加など、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。なお、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

2. 上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月15日開催の取締役会において代表取締役社長の中野英樹に取締役の個人別の報酬等の決定を委任する旨の決議をし、決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社の規模、会社全体の業績を考慮し、公正かつ公平に各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 敏也	税理士法人アズール	代表社員	当社と税理士法人アズールとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	矢崎 信也	ひのき綜合法律事務所	パートナー	当社とひのき綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ソトー	社外監査役	当社と株式会社ソトーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		愛三工業株式会社	社外監査役	当社と愛三工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 敏也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会には、12回開催のうち全てに出席しております。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地により、また、当社の事業内容に精通しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会において適宜、必要な発言を行い、その職務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	矢崎 信也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会には、12回開催のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と専門的見地及び他社の社外役員としての経験から、また、当社の事業内容に精通しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会において適宜、必要な発言を行い、その職務を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「文書管理規程」に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を適切に保存及び管理し、取締役、監査等委員会、内部監査室が適宜これらを閲覧できることといたします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めており

ます。また、監査等委員会は、取締役会から独立した機関として内部監査室と連携し、取締役の職務執行を監視しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社は、代表取締役社長が統括しております。子会社の業績報告を定期的を実施しており、円滑な情報の収集、伝達に努めております。

当社子会社のリスク管理体制につきましては、当社の取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。

当社子会社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

当社子会社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査等委員会との協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査等委員会とが意見交換を実施し、監査等委員会の承諾を得ることとします。

⑧ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令違反、定款違反、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査等委員会に報告することとします。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図ることとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察や顧問弁護士など外部専門家と連携、相談を速やかに実施することとしており、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

当社における業務の適正を確保するための体制といたしましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室で、それぞれ実施しております。

取締役会は、取締役8名（うち、社外取締役2名）で構成しており、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決定しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成しております。監査等委員である取締役のうち、過半数以上を社外取締役とすることで、独立性を強化しております。監査等委員である取締役3名は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。年間を通じて実施されている内部監査の結果や必要に応じて実施される監査等委員会監査の結果について、代表取締役社長や監査法人との間で意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図っております。

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、当社の代表取締役社長がグループ会社の代表取締役社長を兼務しており、定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会に出席して、重要事項の決定及び当社への報告を実施しております。

また、内部統制システムの整備の状況は、社内に代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、従業員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで年間を通じ、当社各部門及びグループ会社も含めた内部監査を実施し、内部統制の強化に努めております。

さらに、リスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査室が連携し、リスク管理に努めており、必要に応じて、事業運営上の検討事項及び診断等については、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、随時適切なアドバイスを受けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益配分を経営上の重要課題として認識しております。配当につきましては、継続的に安定した利益還元を実施することを基本とし、決定する方針を採っております。

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等とあわせて、業績や財務内容及び経済動向、配当性向及び純資産配当率などを総合的に勘案し、2025年5月9日開催の取締役会において、下記のとおり、剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額 81,062,060円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月5日

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,980,004	流 動 負 債	1,983,620
現金及び預金	1,551,709	支払手形及び買掛金	877,437
受取手形、売掛金及び契約資産	1,231,884	短期借入金	510,000
棚卸資産	1,119,322	1年内返済予定の長期借入金	99,996
その他	77,688	未払法人税等	70,380
貸倒引当金	△600	賞与引当金	129,940
		完成工事補償引当金	14,600
		その他	281,266
固 定 資 産	3,477,802	固 定 負 債	833,124
有形固定資産	3,059,624	長期借入金	195,014
建物及び構築物	1,221,423	退職給付に係る負債	448,675
機械装置及び運搬具	10,824	長期未払金	9,840
土地	1,818,506	その他	179,595
その他	8,870		
無形固定資産	13,914	負 債 合 計	2,816,744
ソフトウェア	6,094	純 資 産 の 部	
その他	7,820	株主資本	4,589,537
投資その他の資産	404,262	資本金	186,072
投資有価証券	103,174	資本剰余金	145,813
繰延税金資産	162,188	利益剰余金	4,259,535
その他	139,324	自己株式	△ 1,883
貸倒引当金	△ 425	その他の包括利益累計額	51,524
		その他有価証券評価差額金	51,524
資 産 合 計	7,457,806	純 資 産 合 計	4,641,061
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,457,806

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,328,658
売 上 原 価		7,777,377
売 上 総 利 益		2,551,281
販売費及び一般管理費		2,272,839
営 業 利 益		278,442
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,447	
受 取 手 数 料	4,449	
受 取 保 険 金	8,558	
そ の 他	27,327	43,784
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,909	
そ の 他	8,222	17,132
経 常 利 益		305,094
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	294,332	294,332
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,500	4,500
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		594,926
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	136,435	
法 人 税 等 調 整 額	56,027	192,463
当 期 純 利 益		402,463
親会社株主に帰属する当期純利益		402,463

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	3,921,922	△1,883	4,251,923
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 64,849		△ 64,849
親会社株主に帰属する当期純利益			402,463		402,463
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					—
当期中の変動額合計	—	—	337,613	—	337,613
当 期 末 残 高	186,072	145,813	4,259,535	△1,883	4,589,537

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	45,187	4,297,111
当 期 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△ 64,849
親会社株主に帰属する当期純利益		402,463
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	6,336	6,336
当期中の変動額合計	6,336	343,949
当 期 末 残 高	51,524	4,641,061

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社ビルワーク

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に該当する会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない.....時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均
株式等以外のもの.....法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販 売 用 不 動 産.....個別法

原 材 料.....総平均法

未成工事支出金.....個別法

及 び 仕 掛 品.....個別法

貯 蔵 品.....最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物.....定額法

その他の有形固定資産.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいており
ます。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション・中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水・シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

このような工事請負契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

住宅等サービスは、原則として住宅等サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、ビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

清掃管理サービスは、原則として清掃管理サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.0%から31.0%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が3,072千円増加し、法人税等調整額が3,859千円、その他有価証券評価差額金が786千円、それぞれ減少しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	連結 計算書類 計上額
	建設工事業	住宅等サービス事業	ビルメンテナンス事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	7,067,659	1,357,391	1,889,699	10,314,750	—	10,314,750
その他の収益	13,907	—	—	13,907	—	13,907
外部顧客への売上高	7,081,567	1,357,391	1,889,699	10,328,658	—	10,328,658

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「3. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,320,249千円	1,174,305千円
契約資産	64,766千円	57,578千円
契約負債	66,139千円	31,277千円

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度
棚卸資産（販売用不動産）	906,860千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却価額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却価額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
土地	138,360千円
投資有価証券	31,847千円
合計	170,207千円
担保に係る債務の金額	
支払手形及び買掛金	101,635千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	135,000千円
合計	596,635千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 586,490千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,060,360株	—	—	4,060,360株

(2) 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,257株	—	—	7,257株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	64,849千円	16.00円	2024年 3月31日	2024年 5月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (イ) 配当金の総額…………… 81,062千円
 - (ロ) 1株当たり配当額…………… 20円
 - (ハ) 基準日…………… 2025年3月31日
 - (ニ) 効力発生日…………… 2025年6月5日
- なお、配当原資については、利益剰余金であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行などの金融機関からの借入により資金調達を実施しております。なお、金融商品にかかるリスクを回避するため、原則として、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、与信管理規程に従い、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、定期的に時価や発行先である上場企業の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、主に短期的な運転資金(短期)及び設備投資に必要な資金(長期)の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	103,174	103,174	—
資産計	103,174	103,174	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	295,010	295,010	—
(2) 長期未払金	9,840	8,448	△1,391
負債計	304,850	303,458	△1,391

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	103,174	—	—	103,174
資産計	103,174	—	—	103,174

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予 定の長期借入金含む）	—	295,010	—	295,010
長期未払金	—	8,448	—	8,448
負債計	—	303,458	—	303,458

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

「投資有価証券」は、上場株式のみであり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）及び長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

1,145円06銭

1 株当たり当期純利益

99円30銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
流動資産				流動負債			
現金及び預金		840,917		支払手形		101,668	
受取手形		4,602		工事未払金		683,852	
完成工事未収入金		847,943		営業未払金		58,175	
営業未収入金		119,403		短期借入金		1,220,000	
契約資産		57,578		1年内返済予定の長期借入金		99,996	
販売用不動産		906,860		リース債		515	
完成工事支出金		100,021		未払		69,881	
仕掛品		2,332		未払費用		63,260	
原材料及び貯蔵品		92,560		未払消費税等		18,621	
前払費用		6,550		未払法人税等		31,304	
未収入金		59,434		未預り金		4,035	
その他金		10,417		賞与引当金		109,000	
貸倒引当金		△ 500		完成工事補償引当金		14,600	
				その他		33,690	
固定資産				固定負債			
有形固定資産				長期借入金			
建物		984,780		退職給付引当金		209,985	
構築物		113,003		長期未払金		9,840	
機械及び装置		10,824		リース債		3,532	
器具備品		3,603		長期預り保証金		165,072	
土地		1,595,160		負債合計			
リース資産		3,679		純資産の部			
無形固定資産				株主資本			
ソフトウェア		2,223		資本金		3,480,159	
その他		6,417		資本剰余金		186,072	
投資その他の資産				資本準備金			
投資有価証券		88,889		資本剰余金		145,813	
関係会社株		605,892		資本準備金		145,813	
繰延税金資産		71,324		利益剰余金		3,150,158	
差入保証金		82,950		利益準備金		13,700	
その他		1,912		その他利益剰余金		3,136,458	
貸倒引当金		△425		別途積立金		1,050,000	
				固定資産圧縮積立金		141,762	
				繰越利益剰余金		1,944,696	
				自己株式		△1,883	
				評価・換算差額等		46,153	
				その他有価証券評価差額金		46,153	
資産合計				純資産合計			
6,618,358				3,526,313			
				負債・純資産合計			
				6,618,358			

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完成工事高	6,819,655	
不動産売上高	237,057	
サービス売上高	1,357,391	8,414,104
売 上 原 価		
完成工事原価	5,362,223	
不動産売上原価	246,939	
サービス売上原価	755,335	6,364,498
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,457,431	
不動産売上総利益	△ 9,881	
サービス売上総利益	602,056	2,049,606
販売費及び一般管理費		1,978,707
営業利益		70,899
営業外収益		
受取利息及び配当金	72,577	
経営指 導 料	20,640	
その他	27,045	120,263
営業外費用		
支払の利息	17,875	
その他	2,989	20,865
経常利益		170,296
特別利益		
固定資産売却益	294,332	294,332
特別損失		
固定資産除却損	4,500	4,500
税引前当期純利益		460,129
法人税、住民税及び事業税	63,716	
法人税等調整額	60,874	124,590
当期純利益		335,538

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	145,813
当 期 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			—
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当 期 純 利 益			—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)			—
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	186,072	145,813	145,813

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	13,700	1,050,000	—	1,815,769	2,879,469
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△64,849	△64,849
固定資産圧縮積立金の積立			142,158	△142,158	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△396	396	—
当 期 純 利 益				335,538	335,538
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					—
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	141,762	128,926	270,688
当 期 末 残 高	13,700	1,050,000	141,762	1,944,696	3,150,158

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,883	3,209,471	37,335	37,335	3,246,807
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△64,849		—	△64,849
固定資産圧縮積立金の積立		—		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—	—
当 期 純 利 益		335,538		—	335,538
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)		—	8,817	8,817	8,817
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	270,688	8,817	8,817	279,505
当 期 末 残 高	△1,883	3,480,159	46,153	46,153	3,526,313

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法株式以外のもの……………により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産……………個別法

原 材 料……………総平均法

未成工事支出金……………個別法

及 び 仕 掛 品

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物……………定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりま

す。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は、顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は履行義務の充足から1年以内に受け取るため、重大な金融要素は含んでおりません。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション・中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水・シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

このような工事請負契約については、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

住宅等サービスは、原則として住宅等サービスの提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.0%から31.0%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が802千円増加し、法人税等調整額が1,471千円、その他有価証券評価差額金が668千円、それぞれ減少しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度
販売用不動産	906,860千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、主に自社で保有する新築分譲住宅、分譲用宅地及び中古不動産で構成される販売用不動産について、その正味売却価額を算定するにあたり、個別物件ごとの販売予定価格と近隣相場の動向などを調査し、慎重に検討しております。

当該見積り及び仮定については、将来において、物件の個別性や不動産市況等の影響、また、一定期間保有し、時間が経過することによる価格の下落などの不確実性が高く、販売予定価格と正味売却価額とに乖離が生じた場合、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上する可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	138,360千円
投資有価証券	31,847千円
合計	170,207千円

担保に係る債務の金額

工事未払金	101,635千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	135,000千円
合計	596,635千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 471,503千円 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	1,706千円
短期金銭債務	720,404千円

(4) 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	9,840千円
--------	---------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 193千円

仕 入 高 763千円

販売費及び一般管理費 20,487千円

営業取引以外の取引高 103,673千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 7,257株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 281千円

賞与引当金 32,700千円

完成工事補償引当金 4,380千円

退職給付引当金 65,095千円

ゴルフ会員権 704千円

減損損失 52,547千円

棚卸資産評価損 14,730千円

その他 38,044千円

繰延税金資産 小計 208,483千円

評価性引当額 △52,753千円

繰延税金資産 合計 155,730千円

繰延税金負債

圧縮積立金 △63,670千円

その他有価証券評価差額金 △20,735千円

繰延税金負債 合計 △84,406千円

繰延税金資産の純額 71,324千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

車両運搬具についてはリース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	株式会社ビルワーク	直接100	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 （注1）	300,000	短期 借入金	720,000
				利息の支払 （注1）	9,058	未払金	404
				経営指導料の 受入（注2）	20,640	—	—
				建物の賃貸 （注3）	3,975	—	—

（注）1. 資金の借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の提供は行っていません。

2. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

3. 建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

870円03銭

1株当たり当期純利益

82円79銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ニットー
(商号 株式会社NITTOH)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅井 明紀子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細井 怜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ニットー
(商号 株式会社NITTOH)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 明紀子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細井 怜

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

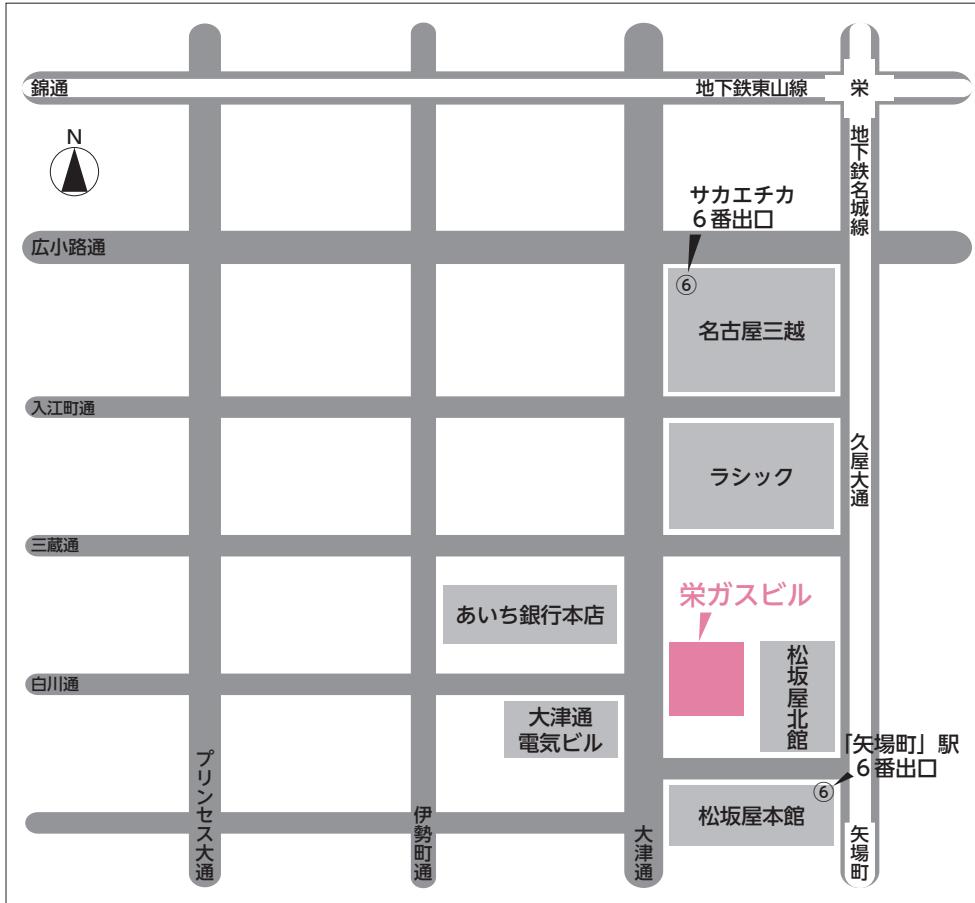
2025年5月19日

株式会社NITTOH	監査等委員会	
常勤監査等委員	上野 茂	Ⓔ
監査等委員	長谷川 敏也	Ⓔ
監査等委員	矢崎 信也	Ⓔ

(注) 監査等委員長谷川敏也氏及び矢崎信也氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム



交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 名古屋三越 北側
サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側
「矢場町」駅 6番出口より徒歩2分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

